

## ネパールにおける女性労働者と一般的な雇用分野 ブハワナ・ウパデヒアユ（ネパール）

農業はネパールの主要な雇用分野であり、雇用者数の 76%を占めています。ある統計によると、男性全体の労働力の 67.06%がこの分野に従事しているのに対し、女性全体の労働力では 85.19%が従事しています。

農業分野に従事する女性労働者を大別すると、自営で農業を営む人と賃金をもらって雇用される人に分類されます。自営の女性労働者のほとんどは、無給の家内労働者です。こうした無給の家内労働者の背景には、「パルマ」と呼ばれる慣習があります。（ネパールの地方社会では、農業従事者が自らの親族や友人などと互いの田畑で共に働いて、労働力を交換します。「パルマ」の制度では、近親者や友人として働く者に賃金が支払われる代わりに、近親者や友人が働いたのと同じ日数分を自分もその人びとの田畑で同じように働くのです。）

統計によると、非正規部門に従事する女性の増加に伴い、この 30 年で女性の労働力率は上昇しました。最近のネパール生活水準調査によると、女性の労働力率は 71.3%でした。

しかしながら、非正規の雇用部門にはジェンダー差別が存在します。少女や女性に対する偏見が、まずは家庭で生まれ、そして私たちのコミュニティーや各種の制度にまで広がりを見せているのです。さらに家父長制度的な考えが国家の政策、法律、ひいては法的枠組みの全体にまで反映されるのです。

また、正規の仕事でも非正規の仕事でも、セクシャルハラスメントは心配な問題です。セクシャルハラスメントがより多く見られるのは、当然、非正規の雇用部門です。さらに、商業目的の性的搾取のために、非正規分野で働く家庭で女性が売買されるケースも非常に数多く見られます。

女性の権利のための活動家は、ジェンダー問題に対して政党が鈍感であるがゆえに、政府の政策プログラムや計画、さらには選挙のマニフェストが男性向けの内容になっていると主張しています。また、雇用者の間では封建的な社会経済の関係性が強く、こうしたメンタリティーが存在する限り、女性の雇用分野は、正規・非正規の分野に関わらず、強烈な差別に直面せざるをえないのです。

ネパール女性企業家連合会（FWEAN）の会長兼 SAARC ネパール女性企業家委員会（SCWEC）の副会長によると、約 500,000 名の女性が非常に規模の小さい事業または中レベルの事業を運営しています。さらに、女性に対して実施される職業訓練のほとんどは伝統的なタイプの内容であり、仕立て、手芸、料理など、家事を基本とするような職業に関するものばかりです。小規模で非正規な分野のビジネスは経済の 77%に貢献しています。

ネパール商工会議所連盟（FNCCI）のある役員によると、女性が経営者として登記されている企業はおよそ 3,000 で、これは非常に少ない数字です。女性が起業に携わらない理由としては、教育、機会、信用の欠如が挙げられます。しかし状況は変化しつつあり、政

府も女性に対して補助金や税金の払戻しなどのインセンティブを提供しています。ネパール商工会議所の役員によると、女性の起業家は 50%の税金の払戻しを受けることができます。しかし皮肉なことに、女性のための数々の便宜が用意されていながらも、女性はその存在を知らないままなのです。

正規の分野でも非正規の分野でも、女性労働者は労働組合や NGO 団体を結成し、労働法に関するさまざまな問題の自己啓発に努めています。労働組合や人権団体は、女性の労働条件の改善を目指し、政府、雇用者団体、ビジネスに関心のある NGO 団体との協働に取り組んでいます。

NGO 団体が自分たちの取り組みを進めているにもかかわらず、女性の起業に配慮した既存の政策やプログラムを実施するという点で、政府の取り組みが効果を発揮しているとは言えません。ネパールの女性の起業家の志を保つためにも、政府は実行可能な取り組みに戻込みしてはいけません。



△ 警備員として働く女性